

○金融庁
財務省 告示第二号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条の二第二項の規定に基づき、預金保険機構が特定回収困難債権の買取りを行う場合の基準を次のように定め、平成二十三年十月二十九日から適用する。

平成二十三年十月二十八日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 安住 淳

預金保険法第一条の二第二項の規定により預金保険機構（以下「機構」という。）が特定回収困難債権（同条第一項に規定する特定回収困難債権をいう。以下同じ。）の買取りを行う場合には、機構は買取りを行おうとする貸付債権（同条第一項に規定する貸付債権をいう。）が特定回収困難債権であること及び買取価格について、第三者から意見を聴くなど適正な手続を経ることとする。